

令和6年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和6年2月27日（火）
開会 午後3時
閉会 午後3時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、佐藤 勝美、櫻井 由典、杉本 浩治、市原 誠二、
片渕 卓三、谷口 武司、安田 吉宏、山下 幹雄、若松 直樹、宇野 恵子、
杢原 圭子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 伊藤 秀記、都市整備部主幹 堤 史尚、
都市計画課長 望月 滋之、公園農政課長 北村 孝樹、
都市計画課係長 小菅 匡範、都市計画課副主幹 鵜飼 あづみ、
公園農政課主事 浅井 隆之、都市計画課主事補 佐藤 那々子
- 7 議題等
審議事項
(1) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について
(2) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について
報告事項
第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今から、令和6年第1回尾張旭市都市計画審議会を始めさせていただきます。 私は、都市整備部長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。 さて、本日の審議事項は、次第にありますとおり、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」、第2号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」の2件となっております。 また、報告事項につきましては、「第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」でございます。
-----------------	--

事務局 (都市整備部長)	それでは、会議に先立ちまして、前回の都市計画審議会の後に新たに委員になられました方々を御紹介させていただきます。 机上に配布させていただきました資料「尾張旭市都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。名簿順にお呼びいたしますので、大変お手数ですが、御起立一礼の上、御着席くださるようお願いいたします。 まず、名簿の一番左の列、任命区分の上から4行目、「学識経験のある者」とございます。令和5年7月28日付けで前任の方が退任されたことに伴い、新たに尾張旭市農業委員会会長が委員として就任されました。 櫻井由典委員です。 続いて、6行目以降、「市議会の議員」とございます。議会選出の委員につきましては、令和5年5月17日付けで5名の方が新たに委員として就任又は再任されました。御紹介させていただきます。 市原誠二委員です。 片渕卓三委員です。 谷口武司委員です。 安田吉宏委員です。 山下幹雄委員です。 以上、6名の方が新たに就任又は再任により委員となりました。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、続きまして、皆様に連絡事項がございますので、事務局より説明させていただきます。
事務局 (都市計画課長)	都市計画課長の望月と申します。よろしくお願いいたします。 私から2点、御連絡をさせていただきます。 まず1点目は、会議の公開についてでございます。 本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開につきましては、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくものでございます。会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。 次に2点目は、本日の資料の確認をさせていただきます。 まず、本日の次第が1部、次に、第1号議案から第2号議案までのA4の資料が1部ずつ、A3横で「第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」と書かれた資料が1部。また、本日、机上に配布させていただきました、資料1「尾張旭市都市計画審議会委員名簿」、資料2「事務局等出席者名簿」、資料3「尾張旭市都市計画審議会配席図」の3部。そして、第2号議案の資料1の差替資料を机上に配布させていただいております。 多くの資料を配布させていただいております。資料の不足がございましたら、事務局にて御用意いたしますのでお声掛けください。

事務局 (都市計画課長)	よろしいでしょうか。 それでは、事務局からの連絡事項は、以上でございます。
事務局 (都市整備部長)	続きまして、本日の出席者についてでございます。 委員 13 名のうち、全員の方に御出席をいただいております。尾張旭市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に規定する過半数の出席を得ておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本日出席しております私ども事務局の職員につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ入りますが資料 2 「事務局等出席者名簿」にて御確認いただきたいと存じます。 それでは、会議を進めてまいります。会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第 5 条に「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、以後の会議の進行につきましては、本審議会の会長であります水津様にお願いしたいと思います。 それでは、水津会長、よろしくお願いいたします。
議長	愛知芸大の水津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局から説明がありましたが、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。 それでは、会議次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。 次第の 2、議事録署名者の指名に移りたいと思います。 本日の議事録署名者には、安田委員と松原委員のお二方を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、次第の 3、審議事項に移ります。 議案について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (公園農政課係長)	後ろから失礼いたします。 それでは、第 1 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について御説明いたします。 こちらは、「都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 19 条第 1 項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」を行うものとする」として本審議会へ付議するものでございます。 1 枚おめくりください。 それでは、変更の内容について御説明いたします。 上から 2 行目に「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、変更後の指定面積を表にございますように約 3.1 ha にしようとするもので、その理由が下記に記載してございます。今回は制限解除に伴う、都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするものです。 理由について読み上げます。「市街化区域内に存する農地等の

事務局 (公園農政課係長)	うち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである」としてございます。 次の資料にお移りください。 生産緑地地区の変更理由書となっております。冒頭にその定義や指定要件などがあります。 ページ中ほどの4を御覧ください。 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由の中で、今回の変更は「① 買取申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合」に該当します。なお、①の買取申出というのは、生産緑地の指定を受けた地権者がいつでも申し出ることができるというわけではなく、この資料の中段下の大きな括弧書きの中にございますように、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、若しくは農林漁業の主たる従事者の死亡又は従事することを不可能とさせるような故障、例えば病気などを有することになった場合に限られます。 今回の買取申出は8件ございますが、うち1件が主たる農業従事者の故障、残り7件は指定後30年経過したことが理由です。なお、その手続としましては、市へ買取申出書が提出され、市の関係課及び愛知県へ買取りの照会を行いました。買取希望はなく、また、尾張旭市農業委員会にも買取りのあっせんを行いました。不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続に従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。 次の資料にお移りください。変更状況調書でございます。 まず、上段の表「生産緑地地区の一団数及び面積」です。 現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の変更前にありますとおり、一団数が38団地、面積39,586㎡を指定しているところでございます。 今回の変更によりまして、一団数が7団地減少、面積として8,333㎡の減少となり、表の変更後のとおり、31団地、面積31,253㎡となるものでございます。 次に、下の表の箇所別調書を御覧ください。 変更の説明になります。 一団番号1-3、除外面積971㎡でございます。こちらは、先ほど御説明いたしました変更理由の①買取申出に当たり、主たる農業従事者の故障により制限が解除されたものです。 次の一団番号4-1から8-5までの合計除外面積7,362㎡は、全て生産緑地に指定されてから30年を経過したことによるものです。そのうち、一団番号5-9は一部除外となっております。これは、一団を構成している筆全てではなく、一部を除外
--------------------------	--

事務局 (公園農政課係長)	し、除外地番以外の生産緑地が残るためです。 次に、折り込んでございます、A 3 サイズの総括図を御覧ください。市全体の生産緑地地区を図示したものでございます。 その中の丸印箇所が今回、変更する生産緑地地区でございます。上の丸、一団番号 1－3 は平子町長池上地内、左端、一団番号 4－1 は霞ヶ丘町南地内、その右真ん中辺り、一団番号 5－9 と 5－11 は西大道町下大道地内、その右側、一団番号 6－10 は北原山町六田池地内、左下、一団番号 8－1 は東山町二丁目地内、その下、一団番号 8－2 は西山町一丁目地内、その右、一団番号 8－5 は緑町緑ヶ丘地内です。 次の資料、A 4 の計画図は、より詳細な位置図となっております。また後ほど、御確認をお願いいたします。 最後に、この生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございます。資料をお戻りいただきまして、A 3 の総括図の前に入っております都市計画の策定経緯の概要を御覧ください。 表の左側、事項の一番上の段、愛知県との事前協議につきましては、令和 5 年 12 月 4 日に行い、すぐ下の段、令和 6 年 1 月 11 日に愛知県から意見のない旨の回答を得てございます。 一つ飛んで、上から 4 つ目の段、都市計画法第 17 条に基づく公告、縦覧ですが、変更案縦覧の公告を令和 6 年 1 月 17 日に行い、案の縦覧を 1 月 17 日から 1 月 31 日までの 2 週間行いました。縦覧者は 2 名、意見書の提出はございませんでした。 最後に一番下の段ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、愛知県への本協議を経て、令和 6 年 3 月下旬を目途に市の告示を行う予定でございます。 以上で、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）についての説明を終わります。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 生産緑地の 7 団地、従事者の故障と指定後 30 年経過により減るという説明がありました。この内容に関しまして御意見、あるいは質問等がありましたらお伺いします。 よろしいでしょうか。 では、御意見等もないようですので、採決を行います。 第 1 号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 （委員の挙手） 挙手全員により、第 1 号議案については、可決することといたします。 ありがとうございました。 これで、第 1 号議案の審議は終了となります。 続きまして、第 2 号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(公園農政課係長)

それでは、引き続きお願いいたします。

冒頭、事務局の都市計画課から御説明がございましたが、資料の差替えをさせていただきました。申し訳ございませんでした。

訂正箇所は、資料１の上段に記載の、「令和６年５月２５日」としてございますが、前回お配りしていたものは、「令和６年５月２４日」となっておりました。大変失礼をいたしました。

それでは、第２号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について御説明いたします。

こちらは、「生産緑地法第１０条の２第３項の規定に基づき、特定生産緑地の指定に向けて、意見聴取を行うものとする」として本審議会へ付議するものでございます。

次の資料を御覧ください。

表題中にごございます特定生産緑地制度とは何かということですが、生産緑地の指定から３０年を経過する前に申請することで、これまでの生産緑地の優遇制度が１０年間延長される制度でございます。

「１ 特定生産緑地制度について」にもありますとおり、国は平成２７年に都市農業振興基本法を制定し、平成２８年５月に策定されました都市農業振興基本計画において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に位置付けが転換され、生産緑地法が平成３０年４月１日に改正施行されました。同法において生産緑地は、都市計画決定の告示日から起算して３０年経過する日以後、所有者がいつでも市長に対して買取申出が可能となりました。

本市におきましては、令和４年度に多くの生産緑地が当初の決定から３０年目を迎え、残る生産緑地も令和６年度に３０年目を迎えることとなります。

特定生産緑地制度では、生産緑地地区の決定から３０年を経過する日までにその指定をすることで、３０年経過後も引き続き税制優遇措置を受けることができるとともに、営農義務が１０年に短縮され、１０年経過前に農業を続けるか所有者等の同意を確認し、１０年延長していくことで、引き続き生産緑地地区が保全され、良好な都市環境の形成が図られるものとしています。

「２ 指定の効果」につきましては、特定生産緑地に指定する場合は、これまでどおり固定資産税・都市計画税は農地での評価・課税になり、死亡・故障の理由がなければ買取申出はできません。一方、特定生産緑地に指定しない場合は、固定資産税・都市計画税は段階的に宅地並み課税に引き上げられますが、死亡・故障の理由がなくても、いつでも買取申出が可能となります。

裏面を御覧ください。

「３ 主旨」、本日の都市計画審議会へ意見聴取する主旨でございますが、市町村長は生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、同法第１０条の２第３項により、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要がございます。

事務局 (公園農政課係長)	先ほど申し上げました令和6年度に30年目を迎える生産緑地について、所有者に指定意向を確認しましたところ、特定生産緑地としての指定申出があり、令和6年5月に特定生産緑地として指定する予定です。そのため、このことについて、本日の尾張旭市都市計画審議会にて意見を伺うものです。 次のページを御覧ください。 「5 経緯」ですが、本市では令和2年1月に尾張旭市特定生産緑地事務取扱要綱を制定し、令和4年7月31日までは平成4年指定の生産緑地について、指定の申請を受け付けました。今回の平成6年指定の生産緑地については、令和6年1月17日に特定生産緑地の指定申請を受け付けました。 「6 指定予定等」の表にございます⑥の網掛箇所、平成6年指定受付分の2筆、0.06haの申出がなされました。申請があったものにつきましては、現地調査を行い、適切に農地として管理されていることを確認しております。 「7 今後の予定」ですが、本日の都市計画審議会での意見聴取を受けまして、令和6年5月の指定公示を予定しております。実際に、特定生産緑地の効力が発生いたしますのは、生産緑地の指定から30年経過後の令和6年5月25日となります。この日から10年間特定生産緑地となり、以降、10年ごとに所有者に確認をいたしまして、さらに10年延長するか判断をすることとなります。 最後に、右肩に資料2とあります資料を御覧ください。 「特定生産緑地（尾張旭市）の指定（案）」でございます。先ほど申し上げました、新たに特定生産緑地に指定する区域、2筆、0.06ha（554㎡）を記載しています。表の右から2つ目、申出基準日は生産緑地地区の当初の都市計画決定告示から30年経過後の日付を記載しております。 次の用紙、資料3を御覧ください。 こちらには、特定生産緑地に指定する箇所を示した位置図を添付しております。丸囲みのところでございます。 以上で、特定生産緑地の指定に係る意見聴取についての説明を終わります。 よろしく御意見賜りますようお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 これは意見聴取ですので、審議という形ではなく、皆さんの意見を集めるという形になります。 ただいま説明いただきました内容に関する御意見等がありましたら、お願いいたします。
山下委員	意見ではありませんが、確認をお願いいたします。 先ほど、2筆につきましては現地調査を行い、適切に農地として管理されていることを確認したという説明がありました。10年間、特定生産緑地に指定することになりますと、その10年間ににおいては農地評価の課税となり、税の公平性の観点か

山 下 委 員	ら、一定の基準によってどのように監視していくのか、お伺いしたいと思います。
議 長	特定生産緑地としての指定条件を満たすかどうかの監督ということでしょうか。
山 下 委 員	そのとおりです。
事 務 局 (公園農政課長)	こちらの生産緑地につきましては、農業委員会の農地パトロールで確認いたしました。来年度以降も引き続き、農地パトロールでの確認が可能ですので、もし、営農に不十分なものがあれば、指導という形になるかと思います。
山 下 委 員	ありがとうございます。 性善説だけでなく、公平性を図るための担保があるかどうかということをお尋ねしました。今の回答で十分であると思いますので、引き続きお願いいたします。
議 長	他に、御意見、御質問はございませんでしょうか。 (委員「意見なし」の声) それでは、御質問のみで、意見なしということでよろしいでしょうか。回答に納得されたということでしたので。
山 下 委 員	確認ですので、異議等ではありません。
議 長	それでは、審議会としては、意見なしということで進めさせていただきます。 これで、第2号議案については終了いたします。説明を終えた事務局は退席をお願いいたします。 本日のこの2件が審議事項でございましたので、本日の審議事項は全て終了いたしました。 続きまして、会議次第の4、報告事項となります。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (都市計画課長)	それでは、事務局より、報告事項「第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」御説明させていただきます。
事 務 局 (都市計画課副主幹)	それでは、右肩に報告事項と記載された資料「第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」を御覧ください。 尾張旭市では、この度、令和5年度から令和7年度までの3年間をかけて、第三次都市計画マスタープランを策定することとしております。本日は、都市計画審議会のお場をお借りいたしまして、策定に係る御報告をさせていただきます。 はじめに、資料の左ページ「1 都市計画マスタープランとは」を御覧ください。 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針です。 概ね20年後の都市の姿を見据え、10年後を目標年次とする整備目標を定めるものでございます。 続いて、「2 第三次都市計画マスタープラン策定の目的」を御覧ください。 尾張旭市では、平成23年に策定された現在の都市計画マスタープランの下、様々な都市基盤の整備に取り組んでまいりまし

事務局 (都市計画課副主幹)	たが、近年は人口減少や少子超高齢化の進展、大規模災害の発生、市民の居住ニーズの多様化など、社会情勢が大きく変化してきております。また、令和6年度からは、市の最上位計画である第六次総合計画が新たにスタートすることから、上位計画の内容や、左記の社会情勢の変化を的確に捉え、まち全体の暮らしの質を高めながら、持続可能なまちづくりを推進するため、第三次都市計画マスタープランを策定いたします。 次に、「3 第三次都市計画マスタープランに定める事項(案)」を御覧ください。 都市計画マスタープランでは、表でお示しをいたしました、主に5つの事項を定める予定でございます。 表の上段の左欄「定める事項」に記載の順に御説明をさせていただきます。 まず、1つ目の事項は、計画の基本的事項でございます。こちらは、右の内容欄に記載のとおり、都市計画マスタープラン策定の背景や目的、計画期間、目標年次などを設定いたします。 2つ目の事項は、都市の現況・特性でございます。こちらは、同じく右の内容欄に記載のとおり、都市計画マスタープランの策定に当たり、様々な基礎的調査を実施しておりますが、その基礎的調査の結果を基に、人口動向、土地利用の状況、生活利便性の分布といった本市の現況や特性を分析することとなります。 3つ目の事項は、都市づくりの課題でございます。こちらでは、都市計画マスタープランの策定に当たり、昨年12月に実施いたしました市民アンケートや、先ほど御説明いたしました都市の現況・特性、現行の都市計画マスタープランの達成状況といったそれぞれの結果などを基に、本市の都市づくりの課題を整理いたします。 4つ目の事項は、全体構想でございます。この全体構想は、右の内容欄に記載のように、大きく3つの流れで検討します。1つ目の中点、将来に向けた都市づくりの基本理念や目標を設定した後、2つ目の中点に記載のとおり、将来の望ましい都市の姿を、拠点や軸、ゾーンなどによって空間的に示した将来都市構造を設定します。その上で、3つ目の中点に記載のとおり、基本理念の実現や目標の達成に向けた都市整備の方針を設定することとなります。 5つ目の事項といたしましては、地域別構想でございます。こちらでは、右の内容欄に記載のように、市民アンケートや各種分析の結果から地域の課題を整理するとともに、地域別ワークショップを開催し、地域が目指す将来の姿などを検討してまいります。これらを経て、地域ごとの基本理念や目標、地域整備の方針などを設定することとなります。 続きまして、「4 策定体制」を御覧ください。資料右ページの一番上には、図「都市計画マスタープラン策定体制」といたしまして、これから御説明する策定体制を図示しておりますので、
---------------------------	---

事務局 (都市計画課副主幹)	併せて御覧いただければと思います。 都市計画マスタープランの策定に当たっては、素案の策定段階において、市民の意見を反映させるため、学識経験者や各種団体代表者などで構成される外部検討組織として、都市計画マスタープラン策定検討会議を設置し、意見を求めることといたします。 また、素案の検討に当たっては、都市基盤の整備に関わる各部門間の調整を行うため、関係部署の課長級職員で構成される都市計画マスタープラン庁内策定部会を設置いたします。 図「都市計画マスタープラン策定体制」でお示ししておりますとおり、この庁外、庁内の策定組織により内容の検討を重ねていく中で、経過報告といたしまして、都市計画審議会に御報告し、御意見を伺うとともに、計画素案がまとまる令和7年度には、市長より都市計画審議会にお諮りし、御審議いただく予定でございます。 次に、「5 策定手順及びスケジュール」を御覧ください。 現在、令和5年度中は、表の上から順に、基礎的調査、市民アンケート調査、まちづくりの課題抽出を、そして、全体構想の検討につきましては令和6年度にかけて行っているところでございます。 令和6年度には、表の上から5つ目の地域別ワークショップやその下、地域別構想の検討、各種方針を推進するための具体的な取組である実現方策の検討を行ってまいります。 3年目となる令和7年度には、素案の調製やパブリックコメントを行うこととしております。 先ほど、策定体制にて御説明をさせていただきました、表の下から4つ目の庁内策定部会やその下、策定検討会議につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて会議を開催し、委員の皆様から様々な御意見をいただき、計画策定を進めてまいります。 表の下から2つ目、太枠で囲み、記載しております、都市計画審議会につきましては、令和6年度は7月、2月に、令和7年度は8月に、計画の進捗状況を適宜、御報告させていただきます。 また、素案が整う令和8年1月頃には、都市計画審議会にて御審議いただきまして、令和8年3月末に計画の公表を行う予定としております。 報告事項 第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定についての御説明は以上でございます。
議長	ありがとうございました。 審議会としては3回の報告があつて、4回目に審議をするという流れになっているということです。 それでは、この説明に対する御質問や御意見等がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
谷口委員	地域別構想での地域とは、小学校区でしょうか。稲葉地区であれば農業が残っている地域になりますが、どのようにアンケートを取るかによって、例えば、前は新居地区から稲葉地区までの

谷 口 委 員	地区になっていたかと思いますが、線路の北側の地区と南側の地区では、同じ尾張旭市内といえども、雰囲気や生業が違ったりするものなので、その辺りも考慮に入れながら、まとめていただけると良いと思います。
議 長	意見の吸い上げ方に工夫が必要ではないかということでしょうか。 事務局からは何かコメントはありますでしょうか。
事 務 局 (都市計画課係長)	前回の都市計画マスタープランでは、中部、東部、南部、西部、北部の5地区に分けて計画を策定しております。また、今回の市民アンケートでは、小学校区ごとに分類をして集計しております。今後、ワークショップも開催してまいりますので、地域別構想を考えるに当たっての区域の分け方については、いただいた御意見を参考にしながら考えていきたいと思っています。
議 長	今後、検討するというのでしょうか。
事 務 局 (都市計画課係長)	はい。
議 長	分かりました。 他にはいかがでしょうか。 それでは、他に御質問等もないようですので、次第の5、その他に移らせていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (都市計画課長)	それでは、事務局より1点、御案内をさせていただきます。 都市計画審議会の委員の任期につきましては、2年間となっております。この3月の末日をもって全体の委員改選が行われます。 委員の皆様におかれましては、2年間、また、本日の会議のみの非常に短い任期の委員の方もおられ、大変恐縮ではございますが、当審議会の運営に御協力を賜りましたことを、御礼申し上げます。 委員改選につきましては、3月末日までに選任事務を行いますので、御協力をよろしくお願いいたします。 その他事項といたしましては、以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 それでは、これをもちまして、令和6年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。 皆様、大変お疲れ様でした。